

12 2022 December

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2023 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					1 赤口	2 先勝
4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負
11 仏滅	12 大安 <small>11月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分 の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (11月雇入分)</small>	13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負	17 仏滅
18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 赤口	24 先勝
25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先勝	31 友引

12月の総務・経理のお仕事カレンダー 12月の税務と労務



税務

- 11月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 →12月12日(月)まで
- 当年6月～11月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付
することができます。 →12月12日(月)まで
- 令和4年10月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人
税の延長とセット)。 →決算応当日(月末決算では1月4日(水))まで
- 令和5年4月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では1月4日(水))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が
400万円超の法人)のうち1月・4月・7月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では1月4日(水))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が
4,800万円超の法人)のうち9月・10月決算法人(申告期限延長の場合
は8月・9月・10月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では1月4日(水))まで
- 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付 →市町村条例指定日まで
- 給与所得者の年末調整 →本年最後の給与支払日まで
- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所
得金額調整控除申告書」・「給与所得者の保険料控除申告書」・「給与所得者
の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の受理 **Check!**
→本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(11月雇入分)
→12月12日(月)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の11月
雇入・離職分) →1月4日(水)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(11月分)
→1月4日(水)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、
その翌日が納付期限等の日となります。

Column

非居住者親族の扶養

令和5年分以後、非居住者親族の扶養控除が一部制限されます。そこ
で、非居住者親族を扶養している場合の税務・労務上の取扱いを記載し
ます。

【税務上の注意点】

令和5年分以後の扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢
30歳以上70歳未満の非居住者で、「①留学により国内に住所及び居所
を有しなくなった者」「②障害者」「③その居住者からその年において生
活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」のい
ずれにも該当しない者は扶養控除の対象外となります。

なお、上記の改正を受け「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異
動)申告書」の様式が変更されていますので、翌年1月の源泉徴収に向
けて最新の様式を配付すると共に、改正内容を説明する必要があります。

【労務上の注意点】

健康保険の被扶養者・国民年金第3号被保険者(厚生年金保険加入者
の被扶養配偶者等)は国内居住者に限定され、具体的には原則「日本に
住民票があること」が被扶養者の要件となります。ただし、日本国内に
住所が無いとしても、外国に一時的に留学をする学生等、一定の者は届
出により、日本国内に生活の基礎があると認められれば、健康保険の被
扶養者・国民年金第3号被保険者となります。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

仕入明細書

1 仕入明細書の保存

課税取引について、売手が請求書等を作成せず、買手が作成した仕入明細書や支払通知書をもって支払いを行う場合には、売手が交付するインボイスに代えて、次の要件を満たす仕入明細書を保存することができます。

仕入明細書の要件

- ① インボイスの記載事項が記載されていること
- ② その記載事項について仕入先（売手）の確認を受けたものであること

2 データの保存等

仕入明細書は、紙で作成するものに限らず、仕入先にデータを提供して確認を受けることや、その記載事項に係るデータを保存することもできます。

また、一の書類だけで記載事項を満たす必要はなく、複数の書類や書類とデータの組み合わせであっても、これらの書類やデータの相互の関連が明確であり、取引内容を正確に認識できる方法で作成され保存されていれば、その複数の書類やデータの全体により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

なお、仕入明細書のデータを保存する場合は、電子帳簿保存法の要件に準じて保存しなければなりません。

3 相手方への確認の方法

相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のような方法が考えられます。

相手方の確認を受ける方法

- ① 仕入明細書の記載内容を、通信回線等を通じて仕入先の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書の記載内容に係るデータをインターネットや電子メールなどを通じて仕入先へ提供し、確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書の記載内容を仕入先に示した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの
- ④ 仕入明細書に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に示し了承を得たもの

4 仕入明細書への対価の返還等の記載

インボイス発行事業者は、インボイスを交付した課税売上げについて、値引きや返品などの対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付する義務があります。ただし、買手が作成する仕入明細書に、返還インボイスとして必要な事項が記載されていれば、売手は、改めて返還インボイスを交付する必要はありません。

5 仕入明細書等による仕入税額控除の制限

インボイス発行事業者である個人が、家事用の資産を売却等した場合には、その売上げは消費税の課税対象外であり、インボイスを交付することができません。

また、買手が仕入明細書を作成しても、仕入税額控除を行うことはできません。仕入明細書による仕入税額控除は、その課税仕入れが売手において課税資産の譲渡等に該当する場合に限るものとされています。

個人事業者の家事用資産の譲渡

売手（インボイス発行事業者）	買手（課税事業者）
家事用資産の譲渡は課税対象外（インボイスの交付ができない）	課税仕入れに該当しても、仕入税額控除の対象外（仕入明細書による控除の適用なし）